

## OECD8 原則と個人情報保護法の対比

OECD 8 原則 (1980 年 9 月)	個人情報保護法 (1988 年 12 月)
<p>収集制限の原則</p> <p>個人データの収集には、制限を設けるべきであり、いかなる個人データも、適法かつ公正な手段によって、かつ適当な場合には、データ主体に知らしめ又は同意を得た上で、収集されるべきである。</p>	<p>個人情報ファイルの保有 (第 4 条)</p> <p>(1)個人情報ファイルを保有するに当たっては、法律の定める所掌事務を遂行するために必要な場合に限り、かつ、できる限りその目的を特定しなければならない。</p> <p>(2)ファイル記録項目及びファイル記録範囲は、ファイル保有目的を達成するため必要な限度を超えないものでなければならない。</p>
<p>データ内容の原則</p> <p>個人データは、その利用目的に沿ったものであるべきであり、かつ利用目的に必要な範囲内で正確、完全であり最新なものに保たなければならない。</p>	<p>個人情報の正確性 (第 5 条第 2 項)</p> <p>ファイル保有目的に必要な範囲内で、処理情報が過去又は現在の事実と合致するよう努めなければならない。</p> <p>(個人情報ファイルの保有 (第 4 条第 2 項))</p>
<p>目的明確化の原則</p> <p>個人データの収集目的は、収集時よりも遅くない時点において明確化されなければならない。その後のデータの利用は、当該収集目的の達成又は当該収集目的に矛盾しないかつ、目的の変更毎に明確化された他の目的の達成に限定されるべきである。</p>	<p>個人情報ファイルの保有等に関する事前通知 (第 6 条)</p> <p>行政機関が個人情報ファイルを保有しようとするときは、ファイル保有目的等を、あらかじめ総務庁長官に通知しなければならない。保有目的等を変更した場合も同様とする。</p> <p>(個人情報ファイルの保有 (第 4 条第 1 項))</p> <p>(個人情報の利用及び提供の制限 (第 9 条第 1 項))</p>
<p>利用制限の原則</p> <p>個人データは、第 9 条 (目的明確化の原則) により明確化された目的以外の目的のために開示・利用その他の使用に供されるべきではないが、次の場合はこの限りではない。</p> <p>(a)データ主体の同意がある場合、又は、</p> <p>(b)法律の規定による場合</p>	<p>個人情報の利用及び提供の制限 (第 9 条)</p> <p>処理情報は、法律の規定に基づき、利用又は提供しなければならないときを除き、ファイル保有目的以外の目的のために利用し、又は提供してはならない。ただし、本人の同意がある場合等は、この限りではない。</p>
<p>安全保護の原則</p> <p>個人データは、その紛失もしくは不当なアクセス・破壊・使用・修正・開示等の危険に対し、</p>	<p>個人情報の安全確保等 (第 5 条第 1 項)</p> <p>個人情報の漏えい、滅失、き損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講</p>

OECD 8 原則 (1980 年 9 月)	個人情報保護法 (1988 年 12 月)
合理的な安全保護措置により保護されなければならない。	ずるよう努めなければならない。
<p>公開の原則</p> <p>個人データに係る開発、運用及び政策については、一般的な公開の政策が取られなければならない。</p> <p>個人データの存在、性質及びその主要な利用目的とともにデータ管理者の識別、通常の住所をはっきりさせるための手段が容易に利用できなければならない。</p>	<p>個人情報ファイル簿の作成及び閲覧 (第 7 条)</p> <p>保有機関の長は、個人情報ファイルに関する帳簿を作成し、一般の閲覧に供しなければならない。</p> <p>個人情報ファイルの公示 (第 8 条)</p> <p>総務庁長官は、事前通知を受けた個人情報ファイルについて、少なくとも毎年 1 回、官報で公示する。</p>
<p>個人参加の原則</p> <p>個人は次の権利を有する。</p> <p>(a) データ管理者が自己に関するデータを有しているか否かについて、データ管理者又はその他の者から確認を得ること。</p> <p>(b) 自己に関するデータを、(1) 合理的な期間に、(2) もし必要なら、過度にならない費用で、(3) 合理的な方法で、かつ、(4) 自己にわかりやすい形で自己に知らしめられること。</p> <p>(c) 上記(a)及び(b)の要求が拒否された場合には、その理由が与えられること及びそのような拒否に対して異議を申立てることができること。</p> <p>(d) 自己に関するデータに対して異議を申立てることができること及びその異議が認められた場合には、そのデータを消去、修正、完全化、補正させること。</p>	<p>個人情報の開示 (第 13 条)</p> <p>何人も、自己情報について、書面により、その開示 (存否を含む。) を請求することができる。</p> <p>開示等の期限 (第 15 条)</p> <p>開示又は不開示決定は、30 日以内しなければならない。</p> <p>個人情報の不開示 (第 14 条)</p> <p>不開示決定をしたときは、その旨及び理由を記載した書面を開示請求者に交付しなければならない。(この決定に対する不服は、行政不服審査及び取消訴訟の対象となる。)</p> <p>苦情処理 (第 20 条)</p> <p>利用・提供、開示、訂正等に関する苦情の適正かつ迅速な処理に努める。</p> <p>処理情報の訂正等 (第 17 条)</p> <p>開示された処理情報の訂正等の申出があったときは、遅滞なく調査を行い、その結果を通知する。通知の内容に不服があるときは、再調査の申出ができる。</p>
<p>責任の原則</p> <p>データ管理者は、各原則を実施するための措置に従う責任を有する。</p>	<p>保有機関の長の義務 (第 4、5、7、9、13、17、20 条)</p> <p>自らの事務の用に供するため個人情報ファイルを作成・取得し、維持管理する保有機関の長 (電子計算機処理を委託する場合を含む。) は、個人情報ファイルの保有制限、安全及び正確性の</p>

OECD 8 原則（1980 年 9 月）	個人情報保護法（1988 年 12 月）
	<p>確保、個人情報ファイル簿の作成及び閲覧、利用・提供の制限、個人情報の開示、訂正等について責任を有する。</p> <p>（個人情報の電子計算機処理等に従事する者の義務（第 12 条）</p>